

人間福祉研究
第2号/1999年度

子どもを取り巻く環境と子育ての社会化

—かわさき子ども総合プランを中心に—

おお た ゆ か り
太 田 由 加 里

〈要旨〉

近年、出生率の低下をはじめとする都市化、核家族化、女性の社会進出などにより、子どもと母親を取り巻く環境が大きく変化してきているなか、安心して子育てができ、子どもたちがすこやかに育つための環境づくりは、たんに父母とその子どもだけの問題ではなく、家庭や地域社会全体で考えることが求められる。特に最近の子どもを取り巻く環境は、自然の減少、環境ホルモンや大気汚染、交通事故死や自殺、虐待など子どもの心身の成長を脅かす状況が増えている。子どもを安全に健やかに育てていく地域社会や子育て支援のしくみを再構築しなければ、ますます子どもを生み育てることが困難になり、少子化が進む。子どもを取り巻く環境の視点から、かわさき子ども総合プランを中心に児童福祉問題を整理し、今後の課題について考察する。川崎市は子どもの権利条約を背景に、子どもを委員に含めた市独自の「子どもの権利条例」の制定づくりをしている。その条例の目的を軸に「社会のための子育て」から「子育てのための社会づくり」という視点で子育ての社会化を考える。

〈キーワード〉

少子化 子育ての社会化 子育て支援サービス かわさき子ども総合プラン 共育て 川崎市子どもの権利条例

I はじめに

近年、子どもを取り巻く環境は大きく変化し、特に出生率の低下に伴う少子化は重要な社会問題の一つになっている。少子化は「人口構造をアンバランスにし、経済や社会保障の在り方などに影響を与えるばかりでなく、子ども同士の交流の機会の減少や親の過干渉などにより、子どもの社会性や協調性が育ちにくくなるなど、子どもたちの成長や発達に

も大きな影響を及ぼす¹⁾」といわれている。

このような状況のなか、21世紀に向けて未来の社会の担い手である子どもたちが健やかに生まれ育つ環境を整えることが、社会で取り組む緊急課題である。そのためには子どもを取り巻く環境を直視し、子どもがどのような問題をかかえ、それに対応する子育て支援がどのように行われているのか、どのような支援が必要なのかについて検討する。

現在検討されている社会福祉基礎構造改革のテーマ「選ぶ福祉」の先陣を切って、平成10年度から保育サービスが措置制度から選択制度に変わった。しかし残念ながら利用待機の現実も含め、選択するサービスになったとはまだいえない。少子・高齢化社会を実りあるものにするために、様々なところで「子育ての社会化」が提言されている。子どものための福祉という視点を忘れることなくよりよいサービスを考えていく必要がある。

II 子どもを取り巻く環境

少子・高齢化が重要な社会問題とされて、子育てのための支援やサービスは増えてきた。しかしそれらは子どもの立場に立った施策というよりも、今後の人団構造や経済状況を危惧し、少子化が引き起こす社会のマイナス要因を回避するための施策という傾向が強い。また子どもの立場にたつサービスよりも、駅前保育所の新設などに見られるように子育てをする側を支援する傾向が強い。子どもの権利条約にも改めて盛り込まれている子どもの意見の表明や子どもの立場に立った環境の改善を第一に考えていきたい。

例えば、子どものための公園を作ったとしても、今の子どもたちは偏差値教育や受験戦争の渦中により、遊ぶための自由な時間が持てない。少子化に伴い、受験産業はその対象をますます低年齢の子どもに向いている。少子化対策として、子育て支援サービスが体 sys づけられているが、その充実だけでは十分な対策となりえない。子どもを取り巻く環境、例えば教育制度や地域社会、親の働き方、住宅の改善、子育ての価値観など社会全体の構造や子どもの存在を見直すことが求められている。

子どもにとって、多様な価値観や生き方を受け入れる地域や社会をめざすことが、子どもを自由にし、画一的な価値観から子どもを解放する。登校拒否と認識される子どもの数は、全国で12万人を超えたといわれている。学級崩壊と呼ばれる授業が成り立たない状況や小学校や中学校教師の精神疾患者の増加など、子どもたちを取り巻く環境は厳しい。

1) 川崎市「かわさき子ども総合プラン—育つ力、育てる力を育むまち川崎をめざして— 1998年, 2p.

一方、子育て支援の強化といいながら、自治体の財政難を理由に学童保育の打ち切りや児童指導員の縮小など、実際は子育て支援が後退している事例も見られる。

日本の子どもの未来を見据えて制定された児童福祉法もその後の社会状況の変化により改正が要請され、制定50年後の1998年4月、改正児童福祉法として施行されることになった。こうした状況下で社会福祉の基礎構造改革が課題となっている現在、児童福祉も時代に即して、子どもの状況に即して、施策や制度・援助活動の再構築をはかる段階にきているといえよう。

またようやく地域社会における子どもと家族の日常性に焦点を当て、権利の主体として生活を営む子どものニーズに応じた施策と支援を構築する方向を模索しはじめた。しかし少子化傾向や都市家族の典型といえるような、地域から閉じた空間で発生する児童虐待など家族と社会のさらには人間存在にかかわるような難題に直面している。

III 子どもを取り巻く福祉問題

子どもを取り巻く福祉問題を、かわさき子ども総合プラン²⁾を中心に整理し現状を把握する。子どもを取り巻く福祉問題をあげると、例えば、子どもの生活時間の変化や塾や習い事の増加、遊び場の減少やいじめの問題、児童養護施設の子どもたちの自立問題、子ども自身の悩みから生じる不登校や虐待、保護者の立場では父母の就労状況や子育ての不安や悩み、ひとり親家族が持つ悩みなどがある。さらには少年犯罪の増加や凶悪化など近年に例を見ない子ども自身の変化も見逃せない。

かわさき子ども総合プランから、主な4つの項目を中心に現状とその対応について考える。

1) 子育ての不安や悩み

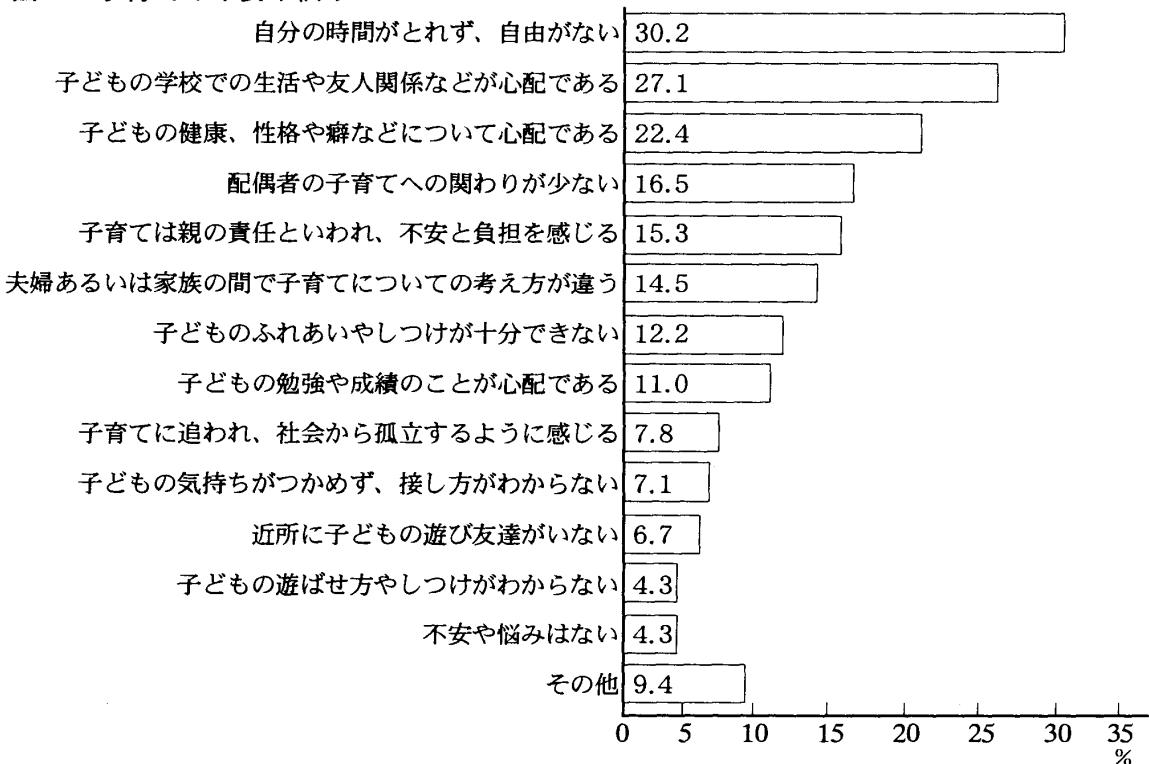
合計特殊出生率については、全国平均では1.39であるのに比して、川崎では1.31（どちらも平成9年）とさらに低い数字で、出生率³⁾の低下を示している。

2) このプランは川崎市の子育て支援のための目標であり、市民が子育てや子どもの育成について理解を深め、家庭、学校、地域社会、企業、行政等一体となって子どもを育てるための指針として位置付けられる。平成10年12月に「育つ力、育てる力を育むまち川崎をめざして—かわさき子どもプラン」として策定された。平成10（1998）年度を初年度とし、国がエンゼルプランの最終年としている平成16（2004）年度までの7か年の計画である。

3) 出生率にはいくつかの指標があるが、そのうち合計特殊出生率は、ある年次における15～49才の年齢別出生率を合計して求められるものであり、これがひとりの女性の生涯出産数と仮定される。日本における合計特殊出生率は年々低下を続けており、1989年には1.57人までいたった。これを「1.57ショック」という。社会や経済に大きな影響をあたえる出生率の低下の原因としては、女性の高学歴化、晩婚化、雇用機会の増大、教育事情や住宅事情などによる経済的・精神的負担、個人主義的な価値観の浸透などがあげられる。

子育ての不安や悩みを図1で見ると、「自分の時間がとれず、自由がない」や「子どもの学校での生活や友人関係などが心配である」「子どもの健康、性格や癖などについて心配である」「配偶者の子育てへの関わりが少ない」など保護者の相談や心のケアが必要なこと、家庭における子育ての肉体的・精神的負担が主に母親に偏っていることなどがうかがえる。

図1 子育ての不安や悩み



資料：川崎市「子育てを考えるシンポジウム報告書」平成10年3月

子育て観の見直しとして、このプランでは「^{ともそだ}共育て」という概念を用いて父親と母親双方で子育てを担うことを提案している。当然の考えといえるが、それは今まで実現されてこなかった。それが母親の、また女性の人権保障につながるという考えを提示している。これらの考えは、子育ての社会化を実現するうえで非常に重要であり、共育ての実現に向けては、児童福祉の分野だけでなく男女の就労状況や子育てに対する価値観などの見直しをはかるものであり、社会全体で考えていかなければならないことである。

子育ての悩みや不安の対応としては、学校のスクールカウンセラーや地域の児童館、児童相談所や教育センターなど身近に相談できる場所の提供ということ、様々な機関の広報や周知などが必要になろう。

2) 保育サービス

川崎市においても全国の傾向と同じく、出生率の低下と子ども人口の減少にもかかわらず

ず、保育所への入所希望者は増加傾向にあり、待機児童が年々増加している。保育所だけでなく、家庭保育福祉員（保育ママ）や地域保育園の認可外保育施策、低年齢児保育、延長保育、一時保育、障害児保育、乳幼児健康支援一時預り（デイサービス）などの多様な保育サービスが求められている。さらにそれを利用する場合の手続きの簡素化や市民への周知が課題となる。

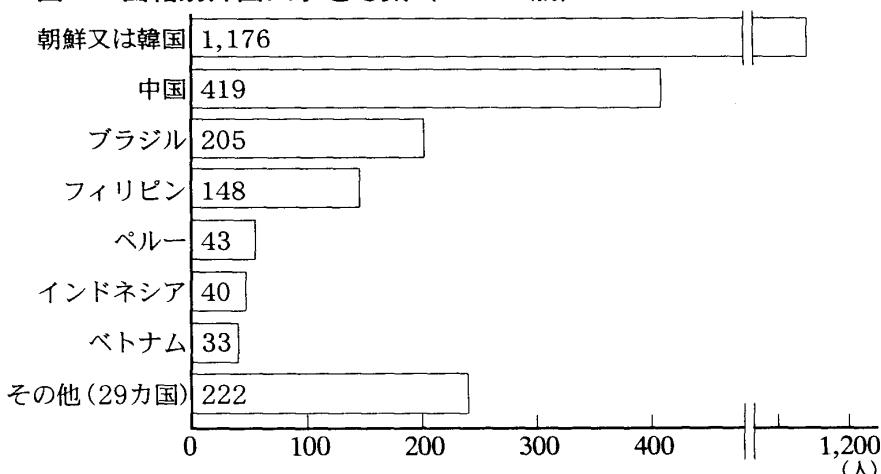
就学前児童のうち、保育所に通っているものは21.2%、幼稚園に通っているものは23.0%⁴⁾である。残りの児童はほとんどが家庭で生活している。3才未満児で保育所に通っていないものは9割弱おり、この子どもたちは家庭で過ごしている。これまでこの層、つまり家庭で過ごしている子どもたちは母親によって育てられ、特に子育てに関する社会的支援は必要がないという考えが一般的であった。しかし子育ての経験のなさや育児情報の不足、子どもや子育て仲間の不足、母親の自由な時間を持ちたいという希望から、この層にも子育ての仲間づくり、一時保育や育児情報を得たいとの子育て支援ニーズが高いことがわかった。地域における子育て支援は、従来の「保育に欠ける」子どもを支援する姿勢から、社会全体の子育て支援とその方向を変えなければならない。まさに「子育ての社会化」の必要性が求められている。

3) 外国人市民の子育て支援

外国人市民の増加に伴い、地域で共に生活するためには相互の人権を尊重することが重要になる。子育てについてもすべての子どもが国籍にかかわらず、地域で共に育つ施策が求められる。図2は、国籍別外国人子ど�数であるが、川崎は他の自治体に比べ、外国人居住者が多い。図2では、韓国または朝鮮の人々が圧倒的に多く、次に中国、ブラジル、フィリピンなどの順で続いている。

川崎では、全国に先駆けて職員の国籍条項の撤廃、外国人市民代表者会議の設置によっ

図2 国籍別外国人子ど�数（0～15歳）



(注) 平成10年3月31日現在である。資料：川崎市市民局

4) 就学前児童の割合は総務省統計局、1997年10月1日現在推計人口。

て外国人市民の意見を積極的に取り入れようとしている。子育てにおいても保育所における外国人の子どもの受け入れ状況は、全体の保育所の86%（平成8年）となっている。

保育所の受け入れについては、進んできているものの、公立あるいは私立幼稚園での外国人児童の受け入れをしてほしいとの声も聞く。また就学前の保育ニーズだけでなく、就学後の児童および保護者への教育支援の充実が求められる。

特に母親が外国人の場合、保護者会やPTA、地域活動からの疎外感に対応する相談機関はほとんどない。小学校や中学校での配布物などにも外国人保護者への配慮は全く見られない。行政の市民向けパンフレットには、その自治体の外国人の出身国に合わせた資料が用意されているものの、教育の現場にはそういう対応はまだない。これらの状況は外国人保護者をさらに孤立化させる要因となる。地域のなかで身近な場所に、外国人親子の居場所をつくることもこれからの課題である。マイノリティとしての外国人家族の支援が各国において国際家族年の重要な課題であった。日本の都市部における外国人家族の急増に伴い、外国人家族の子どもの福祉に目を向けることは今後不可欠になってくる。

4) 社会的養育が必要な子どもとひとり親家族への支援

児童養護施設や乳児院、母子生活支援施設は、そこで生活する子どもを家庭に代わって養育する代替機能が中心だったが、最近は家庭環境の変化や家族問題の複雑化に伴い、子どもへの虐待や養育拒否などから入所する子どもが増えている。このような背景やニーズから、子どもの養護だけでなく、親や家族を含めたケアや支援がさらに求められている。それを支えるしくみや各施設のネットワークづくりはこれからの課題である。

国連の国際家族年（1994年）は「家族からはじまる小さなデモクラシー」という理念を掲げているように、家族の多様化とともに家族政策を充実することを国家の責任としている。家族の多様化という点では、日本も同じで増加するひとり親家族にたいする支援も課題である。ひとり親家庭は増加傾向にあり、父子家庭、母子家庭はそれぞれに異なった生活問題をかかえている。父子家庭の場合は母子家庭よりも実態が表面化しにくいため、調査を行ってニーズの把握に努め、適切な支援をおこなうことが求められる。さらに父子家庭の場合は、日常の子どものケアが十分にできないことから、児童養護施設への入所につながる場合が多くなっている。

母子家庭については、生計の中心者を失うことにより、経済的に苦しい状況や精神的に不安定な母の状況など、その家庭に合ったきめ細かいケアが必要とされている。

障害を持つ子どもについても、川崎市は他の自治体に先駆けていち早く療育センターを設置し、現在は南部、中部、北部と地域ごとに3か所のセンターがある。療育の社会的ニ

ーズを受けとめ、センターが果たす役割も確立している。さらにもっと広い地域での交流などが求められよう。

IV 全国で初めての「川崎市子ども権利条例⁵⁾」

「子どもの権利条約」は、子どもの自由と権利を擁護するために、1989年国連総会で採択された条約である。この条約は、18歳未満のすべての子どもを対象とし、親と同居してその保護を受ける権利、教育を受ける権利、意見表明の権利、集会結社の自由などで構成されている。子どもをたんに保護の対象としてだけでなく、権利行使の主体としてもとらえているところに意義がある。日本は1994年に批准、その時点で158カ国が批准している。

川崎市はこの子ども権利条約を基に、他の自治体に先駆けていち早く、全国で初めての「川崎市子ども権利条例」をつくろうと作業を積極的に進めている。子どもの権利が尊重され、子どもの最善の利益が保障されるように「子どもの権利条例」の早期制定をめざしている。

川崎市ではそれらの基盤づくりとして、平成6年に教育関係機関による「川崎市人権尊重教育推進会議」を設置、その取り組みのひとつとして「子どもの権利条約」の解説書を作成、子どもに配布するなかで子ども自身にその内容を知ってもらうという試みを始めた。

また平成8年には、「川崎市子どもの人権推進協力者会議」を組織し、子どもが中心となって、川崎子ども人権集会を開き「川崎子ども人権アピール」を採択するなど、非常に活発な活動をしている。

これら一連の動きで高く評価されるのは、子どもも含めた市民参加での条例づくりという点である。川崎市にはすでに「子ども会議」や「子ども・夢・共和国」などまちづくりに子どもが参加する仕組みがあり、1999年1月に公募による小学5年生から高校生までの20名ほどで「子ども委員会」がスタートした。この活動は、多くの市民と関わりを持っている教育委員会が中心となって、51校の中学校と7つの行政区で58の地域教育会議を設け、その中に「子ども会議」を位置づけている。2000年春に条例案をまとめ、市長に提出し、4月以降、市議会に提案する予定になっており、できた条例を活用するのは

5) 「川崎市子ども権利条例をつくろう — 市民討議に向けて —」川崎市子ども権利条例検討連絡会議、1999(平成11)年7月。

子どもたちであり、どこが推進していくのか、新たにしくみづくりも検討の課題である。その条例作成の動向を子どもにもその内容がわかるように子ども版を、大人向けには大人版と分けて配布し、市民の関心を喚起している。その内容は次の4分野にわたっている。

1. 「子どもの権利や子ども観の見直しをする」

地域の「子育て力」の再生や子育て環境の改善、市民と行政やN G O・N P Oの役割の明確化と連携のしくみづくり、市で取り組む国際協力のあり方を考える。

2. 「子どもの参加と居場所づくり」

地域や学校での子どもと保護者、教職員、地域住民との合議機関の創設や子どもの意見を地域や自治体に反映していく仕組みをつくる。また意見を表明しにくい福祉施設に入っている子ども、学校に行っていない子ども、外国人の子ども、障害のある子どもなどの「居場所」を確保し、意見が表明できるようにする支援策を考える。

3. 「子どもの権利救済」

子どもの悩みに答えられるように、子ども相談の対応ができるようにする。子ども独自の権利擁護システムや子どもの権利を救済する「子どもオンブズパーソン」の設置を検討する。権利を侵害された子どもがいつでも逃げ込めて、心の傷を癒すことのできる場所（シェルター）を設置できるようにする。

4. 「子どもの施策の推進・評価・監視」

それらの施策が効果的に推進されているか、監視、評価する体制づくりを考える。

これらの条例案からは子どもの立場に立った姿勢や方向性が認められる。これらが具体的にどのように機能していくかはこれから活動を見なければわからないが、この4つの柱による案が子どもと共に考えられ、推進されているということは、まさに子どもの権利を重視した画期的な試みといえるだろう。

V 考 察

少子化という言葉は、将来を担う子どもが少なくなって、経済や社会にアンバランスが生じるといった政策上の論理や、日本の将来を憂える一つの現象として語られることが多い。なぜ少子化傾向なのかという分析も女性の高学歴化や晩婚化などの現象とともに多く論じられている。

しかし今後この少子化対策として有効なのは、子どもやその家族へのケアを考え、どうそれらを具体的な活動として進めていくかということであろう。「子育ての社会化」を実

現していくために、子育てや子育ちをどう地域で支援していくかである。政策上の論理ではない、子どもの立場や育てる側に立った直接的なニーズを拾い、それを実現していくことが真の子育て支援サービスであり、子育ての社会化につながる。

高齢化対策で、在宅ケアや様々な社会福祉資源及び社会福祉サービスが、充実してきた。しかしその対象はあくまでも高齢者である。介護保険実施で民間のサービスも導入されてきた。ここでも対象は縦割りである。高齢者であり障害も持っている、あるいは子育てをしている家族に高齢者や障害者がいる。また乳幼児をかかえた母が介護のために病院や老人ホームに出向いたりするが、そのような場合になかなか子どもを保育園に預けられない。

児童福祉施策の計画や子育て支援サービスは、住民を利用者別に縦に分断するのではなく、一人の人間として、家族として、家庭や地域のなかで生活している人としてとらえていく必要がある。今まで高齢者福祉、障害者福祉、児童福祉と利用者別に考えられてきた方向性を、一人の人間や家族がかかえる問題として考えた場合、それらを分断せず施策を統合するという試みを始めることが必要である。地域福祉という観点から、地域に存在するサービスが利用できること、その利用のための柔軟な対応が求められる。

また国際化時代に合わせて、特に外国人の多い地域の保育や教育問題に対応する緊急性もある。

少子・高齢化という言葉は社会の変化を表わす言葉として使われ、2000年4月から施行された介護保険制度は高齢社会の充実を願って考えられた。これらの実施のため多くの社会資源がそのネットワークを構築する。しかしそれに比べ、少子化対策はなかなか進んでいかない。これまで対象を輪切りにして年齢や性という属性で区別してきた。例えば在宅ケアについてみると、その対象は多くは高齢者が前提として考えられている。在宅ケアというひとつのシステムが、日本の地域社会に構築されるのならば、それは障害児者や子どもなどあらゆる対象を包括し、利用できるものでなければならないだろう。またノーマライゼーションや自立支援という考え方には、あらゆる対象者に向けられ、それがそれぞれの場で具現化されなければならない。

ホームヘルプサービスや入浴サービス、配食サービス、移送サービスなど障害児者と共に暮らす家族、あるいは共働きや介護で子どもの食事を用意するのが困難な家庭などに対して、サービスを提供するというしくみに、まだなっていない。

少子・高齢化に対応する社会を考えるならば、対象を限定することなく、同様のサービスを展開することが必要である。社会のなかで育てられたサービスならば、誰でも、いつでも、どこでもそれらが利用できることが求められる。特に「子育ての社会化」という概念の基に、子育てを未来を担う人間を育てる共同作業ととらえるならば、なおのことであ

る。

共働きの場合、小学校や中学校の授業参観や保護者会、PTA活動など一連の学校行事も、平日の昼間だけでなく夜間に実施するという柔軟な対応も、「子育ての社会化」の一環として検討する必要がある。仕事をしたくても育児環境の不備から仕事ができない女性、授業参観や保護者会に自由に出席することができるよう、働いていても学校行事の時はすぐに休める仕事を選ばざるをえない女性、母親役割を忠実に果たそうとすればするほど、仕事の選択の幅は狭くなる。

「社会のための子育て」ではなく、「子育てのための社会づくり」という発想の転換で、子育てを見直してみれば、多くの新しいシステムや建物や機関づくりをしなくとも、既存の仕組みを少し変える工夫をするだけで、子育てを担う人々の負担は軽減されるだろう。

最近は子ども家庭福祉センターが次々に建築されているが、高齢者福祉センターなどと共に試みも始まっている。どの自治体も財政難のなか、ハードな部分、例えば建物を共有することで財政の縮小をはかり、対象別にしない試みが模索されている。

今後は現在ある社会資源、特に高齢者向けの社会資源やネットワークを子どもの権利擁護や子育て支援とどうむすびつけるか、むすびつけるための道筋づくりに目配りしながら、その方向性を探っていきたい。社会の将来を危惧する視点での少子化対策という消極的な立場ではなく、将来を担う生活者としての子どもの権利を主体に、子どもと家族、地域のための施策としてとらえ直す視点が必要である。

子どもに関わるNPOやNGO、自治体では様々な取組みがなされている。例えば世田谷チャイルドラインは、子どものための24時間対応の電話によるヘルplineとして、子どもたちがいじめや虐待を受けて苦しんでいる時に手助けすることを目的としてつくられている。新宿区や板橋区で行われているCAP (Child Assault Prevention) は、子どもへの暴力防止の取組みで、子ども自身に「安心する権利」「自信をもつ権利」「自由に行動する権利」などをロールプレイを通して認識してもらう活動をしている。さらに東京シユーレは不登校になった子どもたちが、自由に通ってくる場として東京都内に3か所つくられた。川西市の「子どもの人権オンブズパーソン条例」や町田市の「子ども憲章」など自治体独自の試みも増えている。また杉並区立児童青少年センター「ゆう杉並」は中高生対応の児童館で、午後9時まで開いており、ロッククライミングのできる壁やミキシング装置のある音楽スタジオなどが併設され、子どもたちの居場所として機能している。

特に最近は「ゆう杉並」に見られるように、中高生の居場所づくりが求められ、児童館では開館時間の延長や中高生が集まりやすい雰囲気づくりを考えている。

また学校でも子どもたちのニーズに合わせた放課後対策を試みている。例えば小学校で

は放課後や休日の校庭解放とプレイングパートナーや仲間との集団遊び、中学校では空き教室を利用してのダベリングルーム設置など、家庭以外での居場所や地域の仲間づくりに貢献している。児童館でもお祭りなどを通して地域の子どもたちが安心して遊べる場所や思い出づくり、連帯感を持てるような企画を提案している。

このように子どもの権利を主体とした、子ども自身が企画、立案したユニークな活動が各地で始まっている。今後は地域の特性を生かした活動が広がり、子どもたちが中心となってそれらの活動を継続していくようなNPOやNGO、自治体との連携が求められる。

〈参考文献〉

- (1) 庄司洋子・松原康雄・山懸文治『家族・児童福祉』有斐閣、1998.
- (2) 『厚生白書』少子社会を考える—子どもを産み育てることに「夢」を持てる社会を—厚生省、平成10年版
- (3) 浅井春夫『児童福祉改革と実践の課題』日本評論社、1998.
- (4) 川崎市「かわさき子ども総合プラン—育つ力、育てる力を育むまち川崎をめざして—」1998.
- (5) 「月刊福祉」全国社会福祉協議会、2000年2月号
- (6) 川崎・市民フォーラムの会「かわさき市民の市政白書」1993.
- (7) 小島宏「家族政策の基本原則（上）（下）」『海外社会保障情報』109号・110号、1995.
- (8) 社会保障制度審議会『社会保障制度の再構築—安心して暮らせる21世紀の社会を目指して』1995.
- (9) 宮島洋「出生率低下と公共政策」社会保障研究所編『現代家族と社会保障—結婚・出生・育児』東京大学出版会、1994.
- (10) 渡辺秀樹「現代の親子関係の社会学的分析—育児社会論序説」社会保障研究所編『現代家族と社会保障—結婚・出生・育児』東京大学出版会、1994.
- (11) 柴山恵美子編『少子化社会と男女平等—欧州五カ国にみる現状と課題』社会評論社、1993.
- (12) 高橋重宏『ウエルフェアからウエルビーイングへ』川島書店、1994.
- (13) 柏女靈峰編『改正児童福祉法のすべて』別冊『発達』23号、ミネルヴァ書房、1998.
- (14) 高齢社会福祉ビジョン懇談会報告書『21世紀の福祉ビジョン—少子・高齢化社会に向けて』第一法規出版、1994.
- (15) 古川孝順『児童福祉改革』誠信書房、1991.
- (16) 厚生省児童家庭局監修「今後の子育て支援のための施策の基本的方向について（エンゼルプラン）」1994.
- (17) 全国母子寮協議会「21世紀をめざす母子寮づくり一家庭・家族福祉の拠点をめざす」1994.
- (18) 竹中哲夫『児童家庭福祉改革と児童福祉施設改革』一声社、1994.
- (19) 子どもの未来21プラン『たくましい子ども・明るい家庭・活力とやさしさに満ちた地域社会をめざす21プラン研究会』（子どもの未来21プラン研究会）報告書、1993.
- (20) 「児童福祉施策の再構築」『社会福祉研究』第61号、鉄道弘済会、1994.
- (21) 「児童福祉の今日的課題①・②」『月刊福祉』1995年1・2月号、全国社会福祉協議会

- (22) 柏女靈峰『現代児童福祉論』誠信書房、1995.
- (23) 「児童福祉施設体系再編成の動向と展望」『社会福祉研究』第61号、鉄道弘済会、1994.
- (24) 弓掛正倫「養護施設の将来展望」児童問題研究会『子どもと家庭』第28巻7号、1991.
- (25) 全国養護施設協議会養護施設制度特別検討委員会「養護施設の近未来像」1995.
- (26) 虚弱児施設制度検討委員会「子ども健康福祉センター構想の提言」1996.
- (27) 東京・生活者ネットワーク「子ども人権調査のまとめ、子どもと未来をきりひらこう」2000年2月
- (28) 一番ヶ瀬康子「児童の福祉」放送大学教材、放送大学教育振興会、1997.
- (29) 城戸喜子・塩野谷祐一「先進諸国の社会保障3 カナダ」東京大学出版会、1999.